

東京女子大学共同研究規程

(2009年11月19日制定)
改正 2015年 3月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、東京女子大学（以下「本学」という。）が、本学における教育研究の活性化に資することを目的として、政府機関、地方公共団体、民間機関及びこれらに準ずる学外機関等（以下「共同研究機関」という。）と共同研究を行うに当たり、必要な事項を定める。ただし、本学研究所が行う共同研究については、別に定める。

(定義)

第2条 この規程において、共同研究とは、本学が、共同研究機関と共同研究契約を締結し、共同して行う研究をいう。

2 共同研究の本学における実施代表者（以下「代表者」という。）は、専任教員とする。

(申請)

第3条 共同研究の実施を希望する本学教育職員は、別に定める「共同研究実施申請書」に必要事項を記入し、共同研究契約書の案を付して、学長宛に提出しなければならない。

(共同研究契約)

第4条 共同研究契約は、学長と共同研究機関の長等の責任者との間で、書面により締結する。

2 前項の書面には、以下の事項を記載するものとする。ただし、共同研究機関により、書式が定められている場合には、別途の書面をもって以下の事項を確認することを認める。

- (1) 研究題目及び研究目的
- (2) 研究内容
- (3) 研究担当者（学内、学外）
- (4) 研究の実施期間
- (5) 研究成果の公開及び報告
- (6) 研究により発生した知的財産権の帰属及び実施
- (7) 研究に要する経費及び管理費
- (8) 研究員の受入
- (9) その他、本学が共同研究に関して必要とする事項

(実施基準)

第5条 本学は、第1条に定める趣旨に合致し、かつ、本学の教育研究の遂行に支障がないと見込まれるものに限り、申請を承認するものとする。

2 共同研究の開始後、前項の基準に合致しない事態が発生した場合は、学長は共同研究実施の承認を取り消し、本学における研究の中止を命ずることができる。

(実施決定)

第6条 共同研究実施の承認は、第3条の申請に基づき、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徵し理事会に提案して、理事会が決定する。

(研究経費)

第7条 共同研究遂行上の必要に応じて、共同研究機関から、研究経費（以下「共同研究費」という。）を受け入れることができる。

2 共同研究費は、共同研究契約により特に定めのある場合を除き、経理規程及び外部資金の使用に関する運用内規に基づき管理を行う。

3 第1項により受け入れた共同研究費により取得した研究設備等は、共同研究契約により特に定めのある場合を除き、本学に帰属するものとする。

4 共同研究のために、共同研究機関から、共同研究費とは別に提供された設備・備品については、直ちに物品寄贈手続きを行うものとする。ただし、年度内での手続きの延期を認めること

がある。

- 5 研究遂行上必要な場合、共同研究機関の所有する研究設備等を、貸借に係る契約書を締結の上受け入れることができる。
- 6 本学は、共同研究費の10%に相当する額を、管理費として徴収する。ただし、共同研究契約により、管理費を増額、減額、又は徴収しないことができる。
(研究員)

第8条 共同研究の実施に必要と認められる場合、研究員を受け入れることができる。

- 2 前項による研究員の受け入れに当たっては、共同研究契約により特に定めのある場合を除き、研究員受入規程を適用する。
(研究補助者)

第9条 代表者は、学内外から大学院学生等の研究補助者を受け入れることができる。

- 2 研究補助者は、代表者の当該研究遂行を補助する者で、リサーチ・アシスタント又は臨時職員として大学が雇用し、その給与は、共同研究費で支弁するものとする。
- 3 前項のリサーチ・アシスタントの採用に当たっては、リサーチ・アシスタント規程を適用する。
(施設・設備等の使用)

第10条 共同研究に当たっては、本学の教育研究に支障のない範囲で、施設管理責任者の承認を得て、研究上必要な施設・設備等を使用することができる。ただし、施設・設備等を本学の許可なく移動又は改造してはならない。

- 2 故意又は過失により、前項ただし書きに反する行為を行った場合には、速やかに学長へ届け出ると共に、原状に復さなければならぬ。
- 3 前項の原状復帰による費用が発生した場合、本学は代表者にその費用を請求することができる。
- 4 本学は、共同研究において、通常の使用料を大幅に超える施設管理費（光熱水費、電話料等）が発生した場合は、これに相当する経費を代表者に請求することができる。
(研究の中止)

第11条 研究の実施過程において、特別の理由により、共同研究を中止する必要が生じた場合は、代表者は、速やかに学長に報告するものとする。

(共同研究完了報告)

第12条 研究期間が終了したときは、代表者は、速やかに別に定める「共同研究完了報告書」を作成して、学長に提出し、学長はこれを大学評議会及び理事会に報告する。ただし、共同研究機関により、報告書式が定められている場合は、「共同研究完了報告書」に代えてその報告書の写を提出することができる。

(精算)

第13条 第5条第2項又は第11条により研究を中止した場合、本学は、共同研究費の精算、共同研究費により購入した設備・備品及び共同研究機関から提供された設備・備品の処置等について、共同研究機関と協議の上、決定する。

(免責)

第14条 次の各号に該当する事由により受けた損害は、本学はその責任を負わないものとする。

- (1) 共同研究費により購入した設備・備品が、研究中に損傷又は滅失したとき。
- (2) やむをえない事由により、共同研究を遂行できなかつたとき。

(共同研究にかかる成果)

第15条 共同研究にかかる成果の知的所有権等の帰属は、原則として本学と共同研究機関の共有とし持分は均等とする。ただし、共同研究契約により、別段の定めをすることができる。

(研究成果の公表)

第16条 共同研究による研究成果は、公表することを原則とするが、時期及び方法は共同研究機関との協議の上、決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、共同研究契約により、共同研究による研究成果の一部を、公表し

ないことができる。

(協議)

第17条 この規程に定めのない事項については、本学と共同研究機関が誠意をもって協議し、決定する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徵し理事会に提案して、理事会が決定する。

附 則 (2009年11月19日制定)

この規程は、2009年11月19日から施行する。

附 則 (2015年3月12日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。